

(11) いじめ・不登校などの事情に配慮した指定校変更<1>

1 指定校変更の許可理由等

(1) 許可内容

私立中学校から、公立中学校への転学に際し、生徒が受ける心理的負担の軽減に配慮し、生徒と保護者の意向に沿った就学指定校以外の中学校への指定校変更を認めたもの。

(2) 許可理由

当該生徒は、小学校時代に起きた事件により受けた精神的苦痛が、中学校在学時においても心に傷となって残っていた。中学校は私立学校へ進学したが、同校で不登校となり、公立への転校を申し出てきた。しかし、転校する場合の就学指定校には、当時の関係者が多数在籍しており、同校へ転学することは、更にこの生徒を追い詰め、精神的な負担を強いることになると思われた。

また、私立中学校で既に生徒が不登校となっていた状況を考えると、転学後の公立中学校においても、再び不登校になることが懸念された。

一方、生徒は、公立中学校への転校により、心機一転して頑張りたい気持ちを持っており、今、抱えている不安や心の重荷をできる限り取り除き、毎日、中学校へ登校できるように配慮することが、最も重要で優先すべきであると判断し、指定学校の変更を許可した。

2 指定校変更を許可した事情及び経緯等

(1) 事情及び経緯

当該生徒は、小学校時に学級内で生じたトラブルにより、精神的苦痛を受けた経緯があった。

小学校卒業後は私立中学校に進学し、入学当初は、順調に学校生活を送っていたが、ある出来事を境に1年生の2学期から学級で他の生徒から孤立するようになった。その結果、教室で授業が受けられない状態になり、保健室登校となっていった。

2年生進級後は、クラス替えもあったため気持ちが楽になり、徐々に落ち着きを取り戻し、ほぼ平常どおり授業が受けられる状況になってきた。しかし、2学期に入り、再びこの生徒を中傷するようなメールが生徒間で流れたことがきっかけとなり、担任に対する以前からの不信感とも重なって、生徒本人が私立中学校の退学を決意することとなった。

生徒も保護者も共に、精神的に不安定な現在の状態を脱し、新しい環境の中で穏やかな気持ちで中学校生活を送りたいと願い、生徒が信頼を置くカウンセラーが居住する地域にあり、学校見学に行ったことがある校区外の中学校への就学を強く希望したものである。

(2) 審査基準

「市立小学校及び中学校の就学指定学校変更取扱要綱」第2条の基準に従い審査を行う。

今回の事例については、「⑦その他の事由」中の「いじめ、不登校等により転学を希望する場合」に該当するものとして指定校変更を許可した。

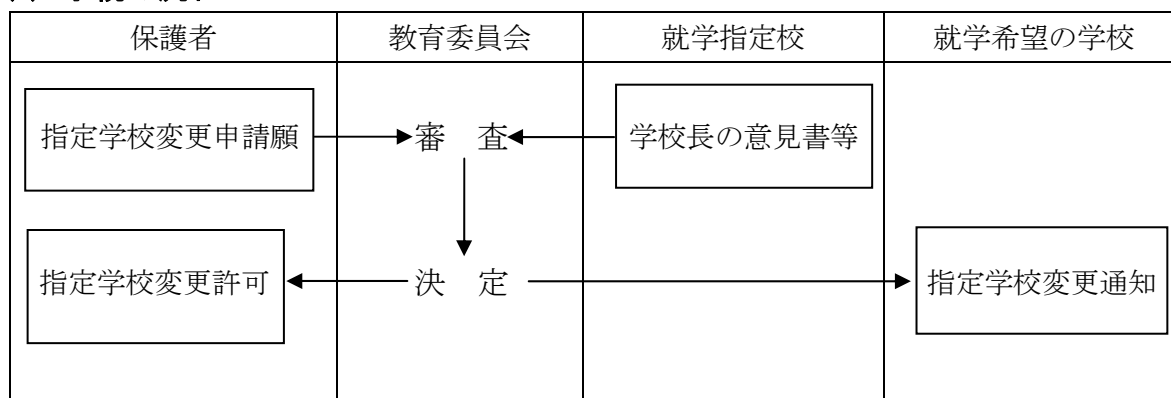
<就学校変更の基準>

(「市立小学校及び中学校の就学指定学校変更取扱要綱」第2条に基づく審査基準 [同要綱別表])

① 家庭的事由として	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者の就労等の理由により、日中留守となる家庭の場合で、祖父母宅等の居住地又は保護者の勤務地、自営業店舗所在地を通学区域とする小学校への就学を希望する場合（小学校に限る）・ 債権の取立てや、家庭の事情などの特別な事由により、居住地に住民登録ができない場合
② 途中転居として	<ul style="list-style-type: none">・ 学年の途中で住所が変わった場合で、転居後も現在通学中の学校へ引き続き通学を希望し、通学上の支障がない場合
③ 転居予定として	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅の新築等により短期間（概ね1年以内）に住所の移動が確実で、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校への就学を希望する場合
④ 特別支援学級関係	<ul style="list-style-type: none">・ 指定学校に特別支援学級がなく、特別支援学級のある学校への就学を希望する場合
⑤ 身体的事由として	<ul style="list-style-type: none">・ 病弱、虚弱等の身体的理由により、指定学校への通学に支障をきたす場合（院内学級入級を含む）
⑥ 地域的事由として	<ul style="list-style-type: none">・ 加入している自治会が、指定学校を通学区域とする連合自治会に所属していない場合
⑦ その他の事由として	<ul style="list-style-type: none">・ <u>いじめ、不登校等により転学を希望する場合</u>・ 小学校で指定学校変更の許可を受けていた児童が、その小学校の通学区域に係る中学校への入学を希望する場合・ 兄・姉が指定学校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合・ 指定学校に希望する部活動がなく、当該部活動がある隣接の中学校への就学を希望する場合・ その他教育委員会が特に必要と認めた場合

※ 本基準については、市のホームページにも掲載している。

(3) 手続の流れ



※ 学校長の意見書については、いじめ・不登校により転学を希望する場合に、転学前の学校長が作成し教育委員会に提出する。

3 指定校変更許可の実績

いじめ・不登校による指定校変更の申出は年に1～3件程度である。

＜いじめ・不登校等による指定校変更許可の実績＞

内 訳		17年度	18年度	19年度	20年度
いじめ	小学校	0	1	1	0
	中学校	0	0	2	1
不登校	小学校	0	0	0	0
	中学校	0	3	0	0

4 成果

この事例では、私立中学校からの転学ということで、転学前の学校長の意見書等を得ることができなかつたため、教育委員会としては、一旦、本来の就学指定校へ転学した後、生徒の状況に応じて指定校変更を行うことも考えられた。しかし、その場合の生徒への心理的負担が非常に大きくなることなどを考慮して、転学時における指定校変更となったものである。

生徒はこの後、指定校変更後の中学校では再び不登校となることはなく、中学校生活を送り、無事卒業することができた。